

別紙

国 道 利 第 3 4 号
平成26年3月26日

各地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長
独立行政法人
日本高速道路保有・債務返済機構理事長 }
あて

国土交通省
道路局長

「地下鉄施設への二次占用について」の一部改正について

標記通達（平成9年10月20日付け建設省道政第81号）の一部を次のように改正するので、その運用に遺憾のないようにされたい。

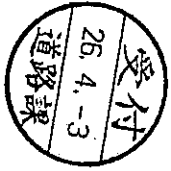
記

- 1 1 (3) (へ) 中「PHS無線基地局」を「工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局」に改める。

○地下鉄施設への二次占用について（平成9年10月20日付け建設省道政第81号建設省道路局長通知）

（下線部分が改正箇所）

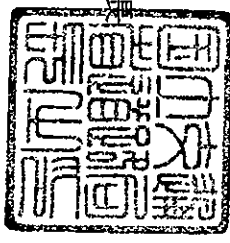
改正後	現 行
1 (略) (3) (略) (イ) ~ (ハ) (略) (ヘ) 電気通信事業者等の設置する物件 (略)、 <u>工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局</u> 、(略)	1. (略) (3) (略) (イ) ~ (ハ) (略) (ヘ) 電気通信事業者等の設置する物件 (略)、 <u>PHS無線基地局</u> 、(略)



国 道 利 第 3 5 号
平成26年3月26日

高知県知事 殿

国土交通省
道路局長



「地下鉄施設への二次占用について」の一部改正について

標記の件について、別紙のとおり各地方整備局長等あて通知しましたので、
参考までに送付します。
なお、都道府県におかれれば、貴管内道路管理者（指定市を除く。）あてこ
の旨通知願います。